

○警備業者に対する指示

第48条

改正 平成24年11月27日 平成25年12月 1 日
平成26年 3 月20日 平成29年 3 月22日
平成29年11月28日 令和元年 9 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日 令和 6 年 4 月 1 日

処分基準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第48条
処分の概要	警備業者に対する指示
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙「警備業法に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室